

様式 1

事業報告書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 恒仁会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 新潟県新潟市中央区鳥屋野2007番地6

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和57年 2月 1日

(4) 設立登記年月日 昭和57年 4月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	渡部 透	
副理事長	渡部 裕	新潟南病院管理者
専務理事	渡部 学	
理 事	大西 昌之	
同	本間 達郎	
同	古山 敏	
同	坂井 八十子	
同	金沢 宏	女池南風苑 施設長
同	横山 明裕	にいがたみなみ めいけクリニック 院長
監 事	平野 利司	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)



2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	新潟南病院	1510127002	新潟県新潟市中央区鳥屋野2007番地6	一般病床 108床 回復期リハビリテーション病床 34床 地域包括ケア病床 35床
診療所	にいがたみなみめいけクリニック	1510126996	新潟県新潟市中央区女池神明1丁目7番地8	
介護老人保健施設	女池南風苑	1550180077	新潟県新潟市中央区女池神明1丁目3番地3	入所定員 94名 通所定員 25名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
新潟南訪問看護ステーション	新潟県新潟市中央区鳥屋野2009番地3	
在宅介護支援センター女池南風苑	新潟県新潟市中央区鳥屋野2009番地3	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
- 該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年6月20日 令和5年度決算承認

令和6年6月20日 令和6年予算(本予算)承認

令和7年3月27日 令和7年度事業計画承認

令和7年3月27日 令和7年度予算(仮予算)承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

該当なし

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人 恒仁会
所在地 新潟市中央区鳥屋野2007番地6

※医療法人整理番号 38

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位: 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,772,249	I 流動負債	985,111
現金及び預金	1,817,286	買掛金	221,650
事業未収金	882,570	短期借入金	134,000
たな卸資産	39,533	一年以内返済予定長期借入金	293,987
前払費用	8,461	未払金	88,721
その他の流動資産	29,397	未払費用	59,135
貸倒引当金	-5,000	未払法人税等	70
		未払消費税等	4,707
		賞与引当金	140,614
		その他の流動負債	42,225
II 固定資産	4,307,917	II 固定負債	6,935,509
1 有形固定資産	4,116,017	長期借入金	6,110,979
建物	3,459,166	繰延税金負債	54,731
構築物	60,247	退職給付引当金	769,798
医療用器械備品	93,215		
その他の器械備品	11,342		
機械及び装置	2,551		
車両及び船舶	593		
土地	487,148		
その他の有形固定資産	1,752		
		負債合計	7,920,621
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	5,306	I 基金	0
ソフトウェア	3,593	II 積立金	-840,453
その他の無形固定資産	1,713	設立等積立金	-792,433
		圧縮記帳積立金	319,082
		繰越利益積立金	-367,102
3 その他の資産	186,593	III 評価・換算差額等	0
出資金	132	その他有価証券評価差額金	0
投資有価証券	2,200	繰延ヘッジ損益	0
長期前払費用	51,085		
長期貸付金	5,915		
差入保証金	14,688		
控除対象外消費税等	7,728		
その他の固定資産	104,843		
		純資産合計	-840,453
資産合計	7,080,167	負債・純資産合計	7,080,167

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人 恒仁会
所在地 新潟市中央区鳥屋野2007番地6

医療法人番号	38
--------	----

損 益 計 算 書
自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			5,637,049
2 事業費用			
(1) 事業費	5,460,049		
(2) 本部費	0		5,460,049
本来業務事業利益			177,000
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			87,342
2 事業費用			89,523
附帯業務事業損失			-2,181
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			174,819
II 事業外収益			
受取利息	689		
その他の事業外収益	14		703
III 事業外費用			
支払利息	78,711		
その他の事業外費用	2,936		81,647
経常利益			93,875
IV 特別利益			
固定資産売却益	26		26
V 特別損失			
固定資産除却損	149		
その他の特別損失	84,860		85,009
税引前当期純利益			8,892
法人税・住民税及び事業税	176		
法人税等調整額	-1,000		-824
当期純利益			9,716

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

様式 2

法人名 医療法人 恒仁会
所在地 新潟市中央区鳥屋野2007番地6

※医療法人整理番号	38
-----------	----

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	7,080,167 千円
2. 負 債 額	7,920,621 千円
3. 純 資 産 額	△ 840,453 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,772,249
B 固 定 資 産	4,307,917
C 資 産 合 計 (A + B)	7,080,167
D 負 債 合 計	7,920,621
E 純 資 産 (C - D)	△ 840,453

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当事項はありません。									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当事項はありません。							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人恒仁会

理事長 渡部 透 殿

私（注1）は、医療法人恒仁会の令和6年会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和7年6月16日
医療法人恒仁会

令和 7 年 6 月 26 日

医療法人 恒
理事長 渡部 透



監事 平野 利司

平野利司

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

法人名 医療法人 恒仁会
所在地 新潟市中央区鳥屋野2007番地6

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		設立等積立金	圧縮記帳積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和6年3月31日 残高		△ 792,433	350,092	△ 407,829	△ 850,170				△ 850,170
会計年度中の変動額									
圧縮記帳積立金取崩		—	△ 31,010	31,010	—				—
当期純利益		—	—	9,716	9,716				9,716
会計年度中の変動額合計		—	△ 31,010	40,727	9,716				9,716
令和7年3月31日 残高		△ 792,433	319,082	△ 367,102	△ 840,453				△ 840,453

(単位:千円)

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができ。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第六号

法人名 医療法人 恒仁会

※医療法人整理番号

38

所在地 新潟市中央区島屋野2007番地6

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,000	—	—	—	5,000
賞与引当金	108,280	140,614	108,280	—	140,614
退職給付引当金	679,811	152,074	62,087	—	769,798

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人 恒仁会
所在地 新潟市中央区鳥屋野2007番地6

※医療法人整理番号	38
-----------	----

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	162,000	134,000	2.10%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	575,054	293,987	1.21%	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	6,126,395	6,110,979	1.21%	令和34年3月
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	6,863,449	6,538,966	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

※ 長期借入金の2年目以降の返済予定額は以下の通りです。
2年目に返済予定の長期借入金は293,987千円です。
3年目に返済予定の長期借入金は293,987千円です。
4年目に返済予定の長期借入金は293,987千円です。
5年目に返済予定の長期借入金は293,987千円です。

様式第八号

法人名 医療法人 恒仁会
所在地 新潟市中央区鳥屋野2007番地6

※医療法人整理番号	38
-----------	----

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
有価証券の貸借対照表価額が純資産額の1%以下であるため、当該記載を省略しております。		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人 恒仁会

※医療法人整理番号

38

所在地 新潟市中央区鳥屋野2007番地6

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	1,019,104	—	1,019,104	114	—	1,019,219
給与費	2,678,931	—	2,678,931	77,420	—	2,756,351
委託費	531,930	—	531,930	1,946	—	533,876
経費	1,230,083	—	1,230,083	10,041	—	1,240,124
売上原価	—	—	—	—	—	—
その他の事業費用	—	—	—	—	—	—
計	5,460,049	—	5,460,049	89,523	—	5,549,572

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく低価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備は除く）および平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備ならびに構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 6 年～39 年

医療用器械備品 4 年～15 年

その他の器械備品 4 年～15 年

機械及び装置 8 年

その他の有形固定資産 3 年

車両及び船舶 4 年～6 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度に負担する支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

①会計基準適用時差異の費用処理方法

会計基準適用時差異は、発生年度より 15 年で費用処理しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税等は控除対象外消費税等とし、5 年間で費用配分しております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理

運営費に係る補助金等は事業収益に計上し、固定資産の取得に係る補助金等は特別利益に計上しております。

また、固定資産に係る補助金等について圧縮記帳する場合は積立金経理を採用しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科 目	金 額(千円)
建 物	3,060,642
土 地	453,929
その他の固定資産	104,328
計	3,618,900

【担保に係る債務】

科 目	金 額(千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	5,774,171
計	5,774,171

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当事項はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2) 個人である関係事業者

該当事項はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

11 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容

①採用している退職給付制度の概要

当法人は確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区 分	令和7年3月31日現在 (千円)
退職給付債務の期首残高	1,190,449
退職給付費用	95,337
退職給付の支払額	62,087
退職給付債務の期末残高	1,223,698

③退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

区 分	令和7年3月31日現在 (千円)
退職給付債務	1,223,698
退職給付会計適用時差異の未処理残高	453,900
退職給付引当金	769,798

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

区 分	令和7年3月31日現在 (千円)
簡便法による退職給付費用	95,337
退職給付会計適用時差異 (その他の特別損失)	56,737
合 計	152,074

上記のほか、確定拠出年金制度に係る退職給付費用として 21,226 千円計上しております。

(2) 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

主な補助金等の内容

(単位:千円)

補助金の内訳	交付者	交付額	損益計算書上の記載区分
令和6年度救急搬送患者受入促進事業費補助金	新潟市	7,558	事業収益(本来業務)
令和6年度病院群輪番制病院運営事業補助金	新潟市	2,992	事業収益(本来業務)

(3) 基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末残高

(単位:千円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	31,389	—	—	31,389
その他の無形固定資産	1,048	—	—	1,048

(4) 有形固定資産に対する減価償却累計額は、各資産の金額から直接控除されており、その金額は、3,768,530 千円です。

(5) 賃貸借処理をした所有権移転外ファイナンス・リース取引のリース料総額及び未経過リース料の当期末残高

(単位:千円)

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
建 物	93,198	69,885
医療用器械備品	120,822	68,084
その他の器械備品	—	—
車両及び船舶	5,502	5,135

(6) 繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合の主な発生原因別内訳
繰延税金負債の主な発生原因は、圧縮記帳積立金の計上によるものです。

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)

様式第五号

法人名 医療法人 恒仁会

※医療法人整理番号

38

所在地 新潟市中央区鳥屋野2007番地6

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	6,080,944	14,305	4,441	6,090,808	2,631,642	254,006	3,459,166
	構築物	100,684	—	—	100,684	40,436	6,291	60,247
	医療用器械備品	946,025	35,606	5,885	975,746	882,530	79,401	93,215
	その他の器械備品	187,049	7,455	—	194,505	183,162	7,632	11,342
	機械及び装置	27,114	—	—	27,114	24,562	2,566	2,551
	車両及び船舶	2,947	213	—	3,160	2,567	226	593
	土地	487,148	—	—	487,148	—	—	487,148
	建設仮勘定	—	2,265	2,265	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	3,750	2,385	755	5,380	3,628	1,793	1,752
	計	7,835,663	62,231	13,347	7,884,548	3,768,530	351,918	4,116,017
無形 固定 資産	ソフトウェア	9,533	2,191	—	11,724	8,131	1,118	3,593
	その他の無形固定資産	1,713	—	—	1,713	—	—	1,713
	計	11,247	2,191	—	13,438	8,131	1,118	5,306
その 他の 資産	出資金	132	—	—	132	—	—	132
	投資有価証券	2,200	—	—	2,200	—	—	2,200
	長期前払費用	47,076	7,335	3,326	51,085	—	—	51,085
	長期貸付金	5,400	515	—	5,915	—	—	5,915
	差入保証金	14,088	600	—	14,688	—	—	14,688
	控除対象外消費税等	6,363	3,544	2,179	7,728	—	—	7,728
	その他の固定資産	104,816	2,128	2,100	104,843	—	—	104,843
	計	180,076	14,123	7,606	186,593	—	—	186,593

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧付）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

独立監査人の監査報告書

令和7年6月16日

医療法人恒仁会
理 事 会 御 中

監査法人エイル
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 平 要志和
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水直隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人恒仁会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第43期の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

強調事項

1. 「重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記」に記載されているとおり、医療法人恒仁会は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、退職給付に係る会計処理については簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とするという簡便的な処理を採用している。

2. 「重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記」に記載されているとおり、医療法人恒仁会は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、貸倒引当金に係る会計処理については法人税法（昭和 40 年 法律第 34 号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上するという簡便的な処理を採用している。

3. 「重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記」に記載されているとおり、医療法人恒仁会は、リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によるという簡便的な処理を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不

正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上